

宜野湾市国民保護計画 (資料編)

目 次

1	宜野湾市国民保護協議会条例	1
2	宜野湾市国民保護対策本部及び宜野湾市緊急処理事態対策本部条例	2
3	安否情報省令第1条に規定する様式第1号～様式第5号	3
	様式第1号	3
	様式第2号	4
	様式第3号	5
	様式第4号	6
	様式第5号	7
4	関係機関等の連絡先	8
	(1) 指定行政機関等	8
	(2) 国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）	8
	(3) 関係指定公共機関	9
	(4) 指定地方公共機関	9
	(5) 県の関係機関	10
	(6) 県教育機関、県警察本部、市町村代表及び消防関係機関	11
	(7) 市町村機関（教育委員会を含む。）	11
	(8) 消防機関	12
	(9) 避難施設	13
5	国民保護法（計画の各項目に関連する条項の抜粋）	14
6	国民保護法施行令（計画の各項目に関連する条項の抜粋）	33
7	米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難について	37

資料編

1 宜野湾市国民保護協議会条例

○宜野湾市国民保護協議会条例

(平成 25 年 6 月 25 日条例第 21 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、宜野湾市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、30 人以内とする。

2 専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、幹事 30 人以内を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 宜野湾市国民保護対策本部及び宜野湾市緊急対処事態対策本部条例

○宜野湾市国民保護対策本部及び宜野湾市緊急対処事態対策本部条例

(平成 25 年 6 月 25 日条例第 22 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、宜野湾市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び宜野湾市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 国民保護対策本部の現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に、現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、宜野湾市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 安否情報省令第1条に規定する様式第1号～様式第5号

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない

※ 備考

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③ 出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③ 出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名	連絡先
同意回答者住所	続柄

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名：

① 氏名	② フリガナ	③ 出生の年月日	④ 男女の別	⑤ 住所	⑥ 国籍	⑦ その他個人を識別するための情報	⑧ 負傷（疾病）の該当	⑨ 負傷又は疾病の状況	⑩ 現在の居所	⑪ 連絡先その他必要情報	⑫ 親族・同居者への回答の希望	⑬ 知人への回答の希望	⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表	備考

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。

4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。

5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申請者 住所（居所） 氏名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他（ ）	
備考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
備考		
照会者	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

4 関係機関等の連絡先

(1) 指定行政機関等

名 称	担当部署	所 在 地
内閣府	大臣官房 総務課	千代田区永田町 1-6-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	千代田区霞が関 2-1-2
警察庁	警備局 警備企画課	千代田区霞が関 2-1-2
金融庁	総務企画局 政策課	千代田区霞が関 3-2-1
消費者庁	総務課	千代田区永田町 2-11-1
総務省	大臣官房 総務課	千代田区霞が関 2-1-2
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	千代田区霞が関 2-1-2
法務省	大臣官房 秘書課広報室	千代田区霞が関 1-1-1
公安調査庁	総務部総務課	千代田区霞が関 1-1-1
外務省	総合外交制作局人権人道課	千代田区霞が関 2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課 政策推進室	千代田区霞が関 3-1-1
国税庁	長官官房 総務課	千代田区霞が関 3-1-1
文部科学省	大臣官房 総務課法令審議室	千代田区霞ヶ関 3-2-2
文化庁	長官官房政策課	千代田区霞ヶ関 3-2-2
厚生労働省	大臣官房厚生科学課健康危機管理・ 災害対策室	千代田区霞ヶ関 1-2-2
農林水産省	大臣官房 食料安全保障課	千代田区霞ヶ関 1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関 1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関 1-2-1
経済産業省	大臣官房 総務課	千代田区霞ヶ関 1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	千代田区霞が関 1-3-1
中小企業庁	長官官房 官房参事官室	千代田区霞が関 1-3-1
国土交通省	危機管理室	千代田区霞ヶ関 2-1-3
国土地理院	総務部 総務課	茨城県つくば市北郷1番
観光庁	総務課	千代田区霞が関 2-1-3
気象庁	総務部 企画課	千代田区大手町 1-3-4
海上保安庁	総務部 国際・危機管理官	千代田区霞が関 2-1-3

(2) 国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）

名 称	担当部署	所 在 地
沖縄総合事務局	総務部総務課	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 2号館 6階
九州管区警察局	広域調整部広域調整第二課	福岡市博多区東公園 7-7
沖縄防衛局	企画部地方調整課	嘉手納町字嘉手納 290-9
沖縄総合通信事務所	総務部総務課	那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋 B-1 街区 5階
沖縄地区税関	総務課総務第一係	那覇市通堂町 4-17
九州厚生局沖縄分室	総務課	那覇市樋川 1-15-15
沖縄労働局	総務課	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 3階
沖縄森林管理署	総務課	那覇市久米 2-5-7
那覇産業保安監督事務所	管理課	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 1号館 4階
大阪航空局 那覇空港事務所	総務部総務課	那覇市安次嶺 531-3
那覇航空交通管制部	総務課	那覇市鏡水 334番地
沖縄气象台	業務課	那覇市樋川 1-15-15 那覇第1 地方合同庁舎
第十一管区海上保安本部	総務課	那覇市港町 2-11-1
九州地方環境事務所那覇 自然環境事務所		那覇市山下町 5-21-4F

陸上自衛隊第15旅団	第3部防衛班	那覇市鏡水 679
海上自衛隊沖縄基地隊	警備科	うるま市勝連平敷屋 1920
海上自衛隊 佐世保地方總監部		長崎県佐世保市平瀬町 18 番地
航空自衛隊 南西航空混成団	防衛部運用課	那覇市字当間 301
自衛隊沖縄地方協力本部		那覇市前島 3-24-1
自衛隊沖縄地方協力本部 宮古島出張所		宮古島市平良字下里 1016 平良合同庁舎
自衛隊沖縄地方協力本部 石垣出張所		石垣市字登野城 55-4 石垣合同庁舎

(3) 関係指定公共機関

名 称	担当部署	所 在 地
沖縄電力株式会社	総務部 総務課	浦添市牧港 5-2-1
日本航空株式会社沖縄支店	企画総務課	那覇市山下町 3-2-4
全日本空輸株式会社沖縄支店	総務課	那覇市久茂地 1-7-1 琉球リース総合ビル 5F
日本トランスオーシャン航空株式会社	企画部	那覇市山下町 3-24
琉球海運株式会社	管理部	那覇市西 1-24-11
西日本電信電話株式会社沖縄支店	企画総務部企画総務 担当	浦添市城間 4-35-1
株式会社エヌ・ティ・ティ・コム 九州沖縄支店	企画総務担当	那覇市壺川 3 丁目 3-5
KDDI 沖縄株式会社		那覇市東町 4-1 KDDI 那覇ビル内
西日本高速道路株式会社 九州支社 沖縄管理事務所		浦添市 西原 4-41-1
日本銀行那覇支店	総務課	那覇市おもろまち 1-2-1
日本赤十字社沖縄県支部	事業推進課	那覇市与儀 1-3-1 複合管理棟 5F
日本郵便株式会社沖縄支社	企画部	那覇市東町 26-29
日本放送協会沖縄放送局	事業推進課	那覇市おもろまち 2-6-21

(4) 指定地方公共機関

名称	担当部署	所 在 地
琉球エアークommunicuter株式会社	業務部	那覇市山下町 3-1 高良ビル 4F
久米商船株式会社	海務部	那覇市前島 3-16-9
大東海運株式会社	総務課	那覇市前島 3-25-1
宮古フェリー株式会社		宮古島市平良字下里 108-11
合資会社はやて海運		宮古島市伊良部字前里添 148-15
合資会社多良間海運		宮古島市平良字下里 108-11
八重山観光フェリー株式会社		石垣市美崎町 2 番地
有限会社安米観光		石垣市美崎町 2 番地
合資会社福山海運		与那国町 85
社団法人沖縄県バス協会		那覇市泉崎 1-20-1 2F
社団法人沖縄県トラック協会		那覇市港町 2-5-1
沖縄都市モノレール株式会社	総務課	那覇市安次嶺 377-2
(社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会	総務課	那覇市泉崎 2-103-4

沖縄セルラー電話株式会社	総務部	那覇市東町4番地1 KDDI 那覇ビル 6F
社団法人高圧ガス保安協会		那覇市小祿 1831-1 沖縄県産業支援センター4F
沖縄ガス株式会社	総務課	那覇市西 3-13-2
社団法人沖縄県医師会	業務課	南風原町字新川 218-9
社団法人沖縄県歯科医師会	業務課	浦添市港川 1-36-3
社団法人沖縄県薬剤師会	総務	那覇市国場 536
株式会社ラジオ沖縄	総務部	那覇市西 1-4-8
沖縄テレビ放送株式会社	総務局総務部	那覇市久茂地 1-2-20
琉球朝日放送株式会社	総務部	那覇市久茂地 2-3-1
琉球放送株式会社	総務局総務部	那覇市久茂地 2-3-1
株式会社エフエム沖縄	総務部	浦添市字小湾 40

(5) 県の関係機関

名称	担当部署	所在地	電話	FAX
東京事務所	総務企画課	東京都千代田区平河町 2-6-3	(03)5212-9087	(03)5212-9086
宮古事務所	総務課	宮古島市平良字西里 1125	(0980)72-2551	(0980)73-0096
宮古農林水産振興センター	農林水産整備課	宮古島市字平良西里 1125	(0980)72-2365	(0980)73-2314
宮古土木事務所	総務用池班	宮古島市平良字西里 1125	0980(72)2769	0980(72)1438
宮古福祉保健所	総務企画班	宮古島市平良字東仲宗根 476	(0980)72-2420	(0980)72-8446
八重山事務所	総務課	石垣市真栄里 438-1	(0980)82-3040	(0980)82-3760
八重山農林水産振興センター	農林水産整備課	石垣市字真栄里 438-1	(0980)82-2342	(0980)83-3542
八重山土木事務所	総務用地班	石垣市字真栄里 438-1	0980(82)2217	0980(82)1954
八重山福祉保健所	総務企画班	石垣市字真栄里 438	(0980)82-3240	(0980)83-0474
北部福祉保健所	総務企画班	名護市大中 2-13-1	(0980)52-2714	(0980)53-2505
中部福祉保健所	総務企画班	沖縄市字美里 1-6-28	(098)938-9886	(098)938-9779
南部福祉保健所	総務企画班	南風原町字宮平 212	(098)889-6351	098(888)1348
北部農林水産振興センター	農業水産整備課	名護市大南 1-13-11	(0980)52-3766	(0980)53-6835
中部農林土木事務所	計画用地班	沖縄市美原 1-6-34	(098)894-6525	(098)937-2533
南部農林土木事務所	土地改良班	那覇市旭町 116-37	(098)867-2770	(098)867-2978
北部農林水産振興センター	森林整備保全課	名護市大南 1-13-11	(0980)52-2832	(0980)52-2833
南部林業事務所		那覇市旭町 116-37	(098)941-2583	(098)941-2953
大阪事務所		大阪市北区梅田 1-1-3-2100 大阪駅前第3ビル21階	(06)6344-6828	(06)6346-1784
北部土木事務所	庶務班	名護市大南 1-13-11	0980(53)1255	0980(53)5804
中部土木事務所	庶務班	沖縄市美原 1-6-34	098(894)6510	098(937)2510
南部土木事務所	庶務班	那覇市旭町 116-37	098(866)1129	098(866)6906
沖縄県企画部総合情報政策課	情報通信基盤班	沖縄県那覇市泉崎 1-2-2	098(866)2036	098(867)2998
沖縄県知事公室防災危機管理課	防災危機管理班	沖縄県那覇市泉崎 1-2-2	098(866)2143	098(866)3204

(6) 県教育機関、県警察本部、市町村代表及び消防関係機関

名称	担当部署	所在地	電話	FAX
沖縄県教育委員会	総務課	那覇市泉崎 1-2-2	(098)866-2705	(098)866-2710
沖縄県警察本部	警備第二課	那覇市泉崎 1-2-2	(098)862-0110	
沖縄県市長会	事務局	那覇市旭町 116-37	(098)963-8616	(098)963-8621
沖縄県町村会	事務局	那覇市旭町 116-37	(098)963-8651	

(7) 市町村機関（教育委員会を含む。）

名称	担当部署	所在地	電話	FAX
那覇市	総務部総務課市民防災室	那覇市泉崎 1-1-1	(098)861-1102	(098)864-0614
うるま市	総務部総務課 防災係	うるま市みどり町 1-1-1	(898)973-0606	(098)973-9819
宜野湾市	総務部 市民防災室	宜野湾市字野嵩 1-1-1	(098)892-3151	(098)892-7022
宮古島市	総務部防災危機管理班	宮古島市平良字西里 186	(0980)72-3751	(0980)73-1645
石垣市	総務部防災危機管理室	石垣市美崎町 14	(0980)87-5533	(0980)83-1427
浦添市	総務部防災危機管理室	浦添市字安波茶 1-1-1	(098)876-1190	(098)879-0290
名護市	総務部総務課総務係	名護市港 1-1-1	(0980)53-1213 (内線 213)	(0980)53-6210
糸満市	市民健康部 市民生活環境課	糸満市潮崎町 1-1	(098)840-8245	(098)840-8154
沖縄市	総務部防災課	沖縄市仲宗根町 26-1	(098)939-7773	(098)934-3830
豊見城市	総務部総務課	豊見城市字翁長 854-1	(098)850-0024	(098)850-5343
南城市	総務課	南城市玉城字富里 143 番地	(098)948-7111	(098)948-7149
国頭村	総務課	国頭村字辺土名 121	(0980)41-2101	(0980)41-5910
大宜味村	総務課	大宜味村字兼久 157	(0980)44-3001	(0980)44-3139
東村	総務財政課	東村字平良 804	(0980)43-2201	(0980)43-2457
今帰仁村	総務課	今帰仁村字仲宗根 219	(0980)56-2101	(0980)56-4270
本部町	総務課	本部町字東 5	(0980)47-2101	(0980)47-4576
恩納村	総務課	恩納村字恩納 2451	(098)966-1200 (内線 204)	(098)966-2779
宜野座村	総務課	宜野座村字宜野座 296	(098)968-5111	(098)968-5037
金武町	総務課	金武町字金武 1	(098)968-2111	(098)968-2475
伊江村	総務課	伊江村字東江前 38	(0980)49-2001	(0980)49-2003
読谷村	総務課	読谷村字座喜味 2901	(098)982-9201	(098)982-9202
嘉手納町	総務課	嘉手納町字嘉手納 588	(098)956-1111 (内線 224)	(098)956-9508
北谷町	総務部総務課	北谷町字桑江 226	(098)936-1234	(098)936-7474
北中城村	総務課	北中城村字喜舎場 426-2	(098)935-2233	(098)935-3488
中城村	総務課	中城村字当間 176	(098)895-2131	(098)895-3048
西原町	総務課	西原町字与那城 140 番地 1	(098)945-5011	(098)946-6086
与那原町	農水環境安全課	与那原町字上与那原 16	(098)945-4688	(098)946-6074
南風原町	総務部総務課	南風原町字兼城 686	(098)889-4415	(098)889-7657
渡嘉敷村	総務課	渡嘉敷村字渡嘉敷 183	(098)987-2321	(098)987-2560
座間味村	総務福祉課	座間味村字座間味 109	(098)987-2311	(098)987-2004
粟国村	総務課	粟国村字東 367	(098)988-2016	(098)988-2206
渡名喜村	総務課	渡名喜村字渡名喜 1917-3	(098)989-2002	(098)989-2197
南大東村	総務課	南大東村字南 144-1	(09802)2-2001	(09802)2-2669
北大東村	総務課	北大東村字中野 218	(09802)3-4001	(09802)3-4406

伊平屋村	総務課	伊平屋村字我喜屋 251	(0980)46-2001	(0980)46-2956
伊是名村	総務課	伊是名村字仲田 1203	(0980)45-2001	(0980)45-2467
久米島町	総務課	久米島町字比嘉 2870	(098)985-7121	(098)985-7080
八重瀬町	総務課	八重瀬町村字具志頭 659	(098)998-2200	(098)998-4745
多良間村	総務財政課	多良間村字仲筋 99-2	(0980)79-2619	(0980)79-2660
竹富町	総務課	石垣市美崎町 11	(0980)82-6191	(0980)82-6199
与那国町	総務財政課	与那国町字与那国 129	(0980)87-2241	(0980)87-2079

(8) 消防機関

名称	担当部署	所在地	電話	FAX
那覇消防局	警防課警防係	那覇市銘刈 2-3-8	(098)867-0119	(098)869-1190
宜野湾消防本部	警防課警防係	宜野湾市字野嵩 677	(098)896-2548	(098)892-5300
石垣消防本部	警防課	石垣市美崎町 15	(0980)82-4050	(0980)83-6698
浦添市消防本部	警防課警防係	浦添市前田 2-14-1	(098)875-0105	(098)875-0119
名護市消防本部	警防課警防係	名護市東江 5-2-29	(0980)52-2121	(0980)52-2442
糸満市消防本部	警備係	糸満市大里 962	(098)992-3661	(098)992-2612
沖縄市消防本部	警防係	沖縄市美里 5-29-1	(098)929-0900	(098)983-4588
豊見城市消防本部	警防課警防係	豊見城市字高安 339-1	(098)850-3105	(098)850-9563
うるま市消防本部	警防課警防係	うるま市字大田 44-1	(098)975-2006	(098)973-8313
宮古島市消防本部	警防課警防係	宮古島市平良字下里 1792-6	(0980)72-0943	(0980)73-1647
久米島町消防本部	消防総務課 庶務係	久米島町字嘉手苅 970	(098)985-3281	(098)985-3942
本部町今帰仁村消防組合消防本部	総務課	本部町字大浜 850-3	(0980)47-7119	(0980)47-5357
島尻消防、清掃組合消防本部	庶務課庶務係	南城市玉城村字屋嘉部 194	(098)948-2512	(098)948-7169
東部消防組合消防本部	総務課庶務係	南風原町字与那覇 226	(098)945-2200	(098)889-7601
中城北中城消防組合消防本部	総務課庶務係	北中城村字大城 404	(098)935-4748	(098)935-3489
金武地区消防衛生組合消防本部	警防課警防係	金武町字金武 7745	(098)968-2020	(098)968-2429
国頭地区行政事務組合消防本部	総務課	国頭村字辺土名 1727	(0980)41-5100	(0980)41-2915
比謝川行政事務組合ニライ消防本部	警防課警防係	嘉手納町字屋良 1220	(098)957-0650	(098)921-5118

(9) 避難施設

	名称	住所	電話番号	FAX
1	宜野湾市立宜野湾中学校	赤道1丁目15番1号	098-893-1354	098-893-1396
2	宜野湾市立赤道児童センター	赤道1丁目5番16号	098-892-3397	
3	老人福祉センター	赤道1丁目5番17号	098-893-6400	
4	宜野湾市立新城児童センター	新城2丁目4番地11号	098-892-8888	
5	宜野湾市立普天間中学校	新城2丁目41番1号	098-892-3328	098-892-0588
6	宜野湾市立普天間第二小学校	新城2丁目8番19号	098-892-2424	098-892-2494
7	宜野湾市立大謝名小学校	大謝名5丁目12番1号	098-897-2100	098-897-2107
8	宜野湾市立大謝名児童センター	大謝名5丁目25番2号	098-897-4117	
9	宜野湾市立大山児童センター	大山4丁目14番3号	098-890-0015	
10	宜野湾市立大山小学校	大山5丁目16番1号	098-897-2174	098-890-4848
11	嘉数高台公園	嘉数1丁目5番	098-897-2751	098-897-2758
12	沖縄県立中部商業高等学校	我如古2丁目2番1号	098-898-4888	098-898-4808
13	宜野湾市立嘉数中学校	我如古423番地	098-898-2642	098-898-2650
14	宜野湾市立宜野湾小学校	神山一丁目1番1号	098-892-3006	098-893-8838
15	宜野湾市立志真志小学校	宜野湾3丁目5番1号	098-892-1502	098-892-1504
16	宜野湾市立長田小学校	長田3丁目19番1号	098-892-1177	098-892-1194
17	宜野湾市民会館	野嵩1丁目1番2号	098-893-4433	
18	野嵩第一公園	野嵩3丁目15番45号	098-897-2751	098-897-2758
19	宜野湾市立普天間小学校	普天間1丁目10番1号	098-892-3359	098-892-3372
20	沖縄県立普天間高等学校	普天間1丁目24番1号	098-892-3354	098-893-5888
21	宜野湾市保健相談センター	真栄原1丁目13番15号	098-898-5583	098-898-5585
22	宜野湾市立嘉数小学校	真栄原1丁目13番1号	098-898-2630	098-898-2637
23	佐真下公園	真栄原3丁目38番	098-897-2751	098-897-2758
24	森川公園	真志喜1丁目24番1号	098-897-2751	098-897-2758
25	沖縄県立宜野湾高等学校	真志喜2丁目25番1号	098-897-1020	098-897-4031
26	宜野湾市立真志喜中学校	真志喜3丁目19番1号	098-897-3651	098-897-3654
27	宜野湾市立体育館	真志喜4丁目2番1号	098-897-2751	098-897-2758
28	宜野湾海浜公園	真志喜4丁目2番1号	098-897-2751	098-897-2758
29	沖縄コンベンションセンター	真志喜4丁目3番1号	098-898-3000	098-898-2202

※県知事が指定した宜野湾市の避難施設になります。(国民保護法第148条)

5 国民保護法（計画の各項目に関連する条項の抜粋）

（定義）

第二条

2 この法律において「指定地方公共機関」とは、都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（[地方道路公社法](#)（昭和四十五年法律第八十二号）[第一条](#)の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（[地方独立行政法人法](#)（平成十五年法律第百十八号）[第二条第一項](#)の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

（国、地方公共団体等の責務）

第三条

2 地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。

4 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

（国民の協力等）

第四条 国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、自主防災組織（[災害対策基本法](#)（昭和三十六年法律第二百二十三号）[第二条の二](#)[第二条](#)の自主防災組織をいう。以下同じ。）及びボランティアにより行われる国民の保護のための措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第五条 国民の保護のための措置を実施するに当たっては、[日本国憲法](#)の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

（国民の権利利益の迅速な救済）

第六条 国及び地方公共団体は、国民の保護のための措置の実施に伴う損失補償、国民の保護のための措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努めなければならない。

（日本赤十字社の自主性の尊重等）

第七条 国及び地方公共団体は、日本赤十字社が実施する国民の保護のための措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重しなければならない。

（国民に対する情報の提供）

第八条 国及び地方公共団体は、武力攻撃事態等においては、国民の保護のための措置に関し、国民に対し、正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供しなければならない。

（留意事項）

第九条 国民の保護のための措置を実施するに当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意しなければならない。

(都道府県の実施する国民の保護のための措置)

第十一条 都道府県知事は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- 一 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置
- 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- 三 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 四 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置
- 五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(市町村の実施する国民の保護のための措置)

第十六条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- 一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- 三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- 五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第十七条 市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(都道府県知事等に対する応援の要求)

第十八条 市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。

(事務の委託のの特例)

第十九条 市町村は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、[地方自治法第二百五十二条の十四](#) 及び [第二百五十二条の十五](#) の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該他の地方公共団体の長等(地方公共団体の長その他の執行機関をいう。以下同じ。)にこれを管理し、及び執行させることができる。

(自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等)

第二十条 市町村長は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第十五条第一項の規定による要請を行うよう求めることができる。

2 市町村長は、前項の規定による求めができないときは、その旨及び当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣に連絡することができる。この場合において、防衛大臣は、速やかに、その内容を対策本部長に報告しなければならない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民の保護のための措置)

第二十一条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十六条第一項の規定による指定公共機関の国民の保護に関する業務計画又は同条第二項の規定による指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その業務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関は、その業務に係る国民の保護のための措置を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(安全の確保)

第二十二条 国は指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置について、都道府県は当該都道府県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置について、市町村は当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定)

第二十五条 内閣総理大臣は、[事態対処法第九条第六項](#) ([同条第十三項](#) において準用する場合を含む。)の規定により対処基本方針の案又は対処基本方針の変更の案について閣議の決定を求めるときは、併せて第二十七条第一項の規定により都道府県国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定について、閣議の決定を求めなければならない。

(指定の要請)

第二十六条

2 市町村長は、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、内閣総理大臣に対し、当該市町村について前条第一項の指定を行うよう要請することができる。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の設置及び所掌事務)

第二十七条 第二十五条第二項の規定による指定の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長は、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、都道府県国民保護対策本部(以下「都道府県対策本部」という。)及び市町村国民保護対策本部(以下「市町村対策本部」という。)を設置しなければならない。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織)

第二十八条 都道府県対策本部又は市町村対策本部の長は、都道府県国民保護対策本部長(以下「都道府県対策本部長」という。)又は市町村国民保護対策本部長(以下「市町村対策本部長」という。)とし、それぞれ都道府県知事又は市町村長をもって充てる。

4 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

一 副市町村長

二 市町村教育委員会の教育長

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）

四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

6 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県又は市町村の職員以外の者を都道府県対策本部又は市町村対策本部の会議に出席させることができる。

8 都道府県知事又は市町村長は、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画又は第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県対策本部又は市町村対策本部に、国民の保護のための措置の実施を要する地域にあって当該都道府県対策本部又は市町村対策本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を置くことができる。

（都道府県対策本部長及び市町村対策本部長の権限）

第二十九条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関する総合調整を行うことができる。

5 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する総合調整を行うことができる。

6 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

7 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

8 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、第一項又は第五項の規定による総合調整を行うため必要があると認めるときは、対策本部長又は都道府県対策本部長に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

9 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、第一項又は第五項の規定による総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

10 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、都道府県対策本部長にあっては当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、市町村対策本部長にあっては当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

（都道府県対策本部及び市町村対策本部の廃止）

第三十条 第二十五条第四項において準用する同条第二項の規定による指定の解除の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長は、遅滞なく、都道府県対策本部及び市町村対策本部を廃止するものとする。

(指定行政機関の国民の保護に関する計画)

第三十三条 指定行政機関の長は、基本指針に基づき、第十条第一項各号に掲げる措置のうちその所掌事務に関し、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

(市町村の国民の保護に関する計画)

第三十五条 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- 二 市町村が実施する第十六条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- 三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 四 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 五 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画、都道府県の国民の保護に関する計画及び他の市町村の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

4 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村の長の意見を聴かななければならない。

5 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成するとき、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

6 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第三十三条第六項の規定は、市町村長がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画)

第三十六条 指定公共機関は、基本指針に基づき、その業務に関し、国民の保護に関する業務計画を作成しなければならない。

(市町村協議会の設置及び所掌事務)

第三十九条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会(以下この条及び次条において「市町村協議会」という。)を置く。

2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
- 二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。

3 市町村長は、第三十五条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更すると

きは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第三十三条第六項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

(市町村協議会の組織)

第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市町村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。

一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員

二 自衛隊に所属する者(任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。)

三 当該市町村の属する都道府県の職員

四 当該市町村の副市町村長

五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員
(消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長)

六 当該市町村の職員(前二号に掲げる者を除く。)

七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

5 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。

6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 第三十八条第七項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(組織の整備)

第四十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関の長等」という。)は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織を整備するとともに、国民の保護のための措置に関する事務又は業務に従事する職員の配置及び服務の基準を定めなければならない。

(訓練)

第四十二条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、[災害対策基本法第四十八条第一項](#)の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

(啓発)

第四十三条 政府は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施する措置の重要性について国民の理解を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

(市町村長による警報の伝達等)

第四十七条 市町村長は、前条の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関その他の関係機関に通知しなければならない。

(避難の指示)

第五十四条 避難措置の指示を受けたときは、要避難地域を管轄する都道府県知事は、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに、避難すべき旨を指示しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、地理的条件、交通事情その他の条件に照らし、当該要避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要であると認めるときは、当該地域を管轄する市町村長を経由して、当該地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる。

(避難実施要領)

第六十一条 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。

3 市町村長は、避難実施要領を定めたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長)、警察署長、海上保安部長等(政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。)及び政令で定める自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。

(市町村長による避難住民の誘導等)

第六十二条 市町村長は、その避難実施要領で定めるところにより、当該市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導しなければならない。

6 市町村長は、避難住民を誘導するときは、必要に応じ、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察官等による避難住民の誘導等)

第六十三条 前条第一項の場合において、市町村長は、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は[自衛隊法第七十六条第一項](#)、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは[同法第七十七条の四第一項](#)の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等(以下「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」という。)の長(政令で定める自衛隊の部隊等の長に限る。)に対し、警察官、海上保安官又は自衛官(以下「警察官等」という。)による避難住民の誘導を行うよう要請することができる。この場合において、市町村長は、その旨を当該市町村の属する都道府県の知事に通知するものとする。

(市町村長との協議等)

第六十四条 第六十二条第一項の場合において、警察官等が避難住民を誘導しようとするときは、警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長(次項及び第三項において「警察署長等」という。)は、あらかじめ関係市町村長と協議し、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(避難住民を誘導する者による警告、指示等)

第六十六条 避難住民を誘導する警察官等又は第六十二条第一項若しくは第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により避難住民を誘導する者は、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

(避難住民の復帰のための措置)

第六十九条 市町村長は、第五十五条第一項又は第二項の規定により要避難地域又は要避難地域に近接する地域の全部又は一部について避難の指示が解除されたときは、当該地域の避難住民を当該地域へ復帰させるため、当該地域までの誘導その他必要な措置を講じなければならない。

(避難住民の誘導への協力)

第七十条 避難住民を誘導する警察官等、第六十二条第一項若しくは第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)若しくは第六十七条第三項の規定により避難住民を誘導する者又は同条第四項の規定により避難住民の誘導を補助する者は、避難住民の誘導のため必要があると認めるときは、避難住民その他の者に対し、当該避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができる。

2 前項の場合において、警察官等、同項の避難住民を誘導する者及び同項の避難住民の誘導を補助する者は、その要請を受けて避難住民の誘導に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

3 前二項の規定は、前条第一項の規定による避難住民の復帰のための措置について準用する。

(避難住民の運送の求め)

第七十一条 都道府県知事又は市町村長は、避難住民を誘導するため、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関(都道府県知事にあつては当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関、市町村長にあつては当該市町村が属する都道府県の知事が指定した指定地方公共機関に限る。第七十三条第二項から第四項まで及び第七十九条第一項において同じ。)に対し、避難住民の運送を求めることができる。

(避難住民の運送に係る総合調整のための通知)

第七十二条 都道府県知事又は市町村長は、指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前条第一項の規定による求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては都道府県対策本部長に対し、その旨を通知することができる。

(救援の実施)

第七十五条 都道府県知事は、前条の規定による指示(以下この項において「救援の指示」という。)を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域内に在る避難住民等(避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ。)で救援を必要としているものに対し、避難施設その他の場所において、次に掲げる救援(以下単に「救援」という。)のうち必要と認めるものを行わなければならない。ただし、その事態に照らし緊急を要し、救援の指示を待ついとまがないと認められるときは、当該救援の指示を待たないで、これを行うことができる。

- 一 収容施設(応急仮設住宅を含む。第八十二条において同じ。)の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療の提供及び助産

- 五 被災者の搜索及び救出
- 六 埋葬及び火葬
- 七 電話その他の通信設備の提供
- 八 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの

(市町村長による救援の実施等)

第七十六条 都道府県知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。この場合において、都道府県知事は、当該事務の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

- 2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救援を補助するものとする。

(日本赤十字社による措置)

第七十七条 日本赤十字社は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、都道府県知事が行う救援に協力しなければならない。

(緊急物資の運送)

第七十九条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、都道府県知事及び市町村長にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材(次項及び第一百五十五条第一項において「緊急物資」という。)の運送を求めることができる。

(救援への協力)

第八十条 都道府県知事又は都道府県の職員は、救援を行うため必要があると認めるときは、当該救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、当該救援に必要な援助について協力を要請することができる。

- 2 前項の場合において、都道府県知事及び都道府県の職員は、その要請を受けて救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(物資の売渡しの要請等)

第八十一条 都道府県知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資に限る。次条第一項及び第八十四条第一項において単に「物資」という。)であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの(以下「特定物資」という。)について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

- 2 前項の場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに同項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

3 都道府県知事は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

- 4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、都道府県知事の行う救援を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、自ら前三項の規定による措置を行うことができる。

(土地等の使用)

第八十二条 都道府県知事は、避難住民等に收容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下この条及び第八十四条第一項において「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

2 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めることができないときは、都道府県知事は、避難住民等に收容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

（市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集）

第九十四条 市町村長は、政令で定めるところにより、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）を収集し、及び整理するよう努めるとともに、都道府県知事に対し、適時に、当該安否情報を報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じて自ら安否情報を収集し、及び整理するよう努めるとともに、総務大臣に対し、遅滞なく、これらの安否情報を報告しなければならない。

3 安否情報を保有する関係機関は、前二項の規定による安否情報の収集に協力するよう努めなければならない。

（総務大臣及び地方公共団体の長による安否情報の提供）

第九十五条 総務大臣及び地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。

2 前項の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長は、個人の情報の保護に十分留意しなければならない。

（外国人に関する安否情報）

第九十六条 日本赤十字社は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、総務大臣及び地方公共団体の長が保有する安否情報のうち外国人に関するものを収集し、及び整理するよう努めるとともに、外国人に関する安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。

（武力攻撃災害への対処）

第九十七条

2 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、この法律その他法令の規定に基づき、必要な武力攻撃災害への対処に関する措置を講じなければならない。

6 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

7 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減しなければならない。

（発見者の通報義務等）

第九十八条 武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官(次項及び第四項において「消防吏員等」という。)に通報しなければならない。

3 市町村長は、前二項の規定による通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(緊急通報の発令)

第九十九条 都道府県知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、武力攻撃災害緊急通報(以下「緊急通報」という。)を発令しなければならない。

(関係機関への緊急通報の通知等)

第一百条 都道府県知事は、前条第一項の規定により緊急通報を発令したときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を当該都道府県の区域内の市町村の長、当該都道府県の他の執行機関並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関に通知しなければならない。

(緊急通報の放送)

第一百一条 第五十条の規定は、放送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が前条第一項の規定による通知を受けた場合について準用する。

(生活関連等施設の安全確保)

第一百二条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの(以下この条において「生活関連等施設」という。)のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、生活関連等施設の安全の確保が緊急に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、自ら前項の規定による要請を行うことができる。この場合において、当該要請を行ったときは、直ちに、その旨を当該生活関連等施設の所在する都道府県の知事に通知しなければならない。

3 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、生活関連等施設のうちその管理に係るものについて、警備の強化その他当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を講じなければならない。

(危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止)

第一百三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で政令で定めるもの(以下この条及び第一百七条において「危険

物質等」という。)に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、この法律その他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべきことを命ずることができる。

- 一 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- 二 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- 三 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(放射性物質等による汚染の拡大の防止)

第七百七条 内閣総理大臣は、武力攻撃に伴って放射性物質、放射線、サリン等([サリン等による人身被害の防止に関する法律](#) (平成七年法律第七十八号) [第二条](#) に規定するサリン等をいう。)若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤([細菌兵器\(生物兵器\)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律](#) (昭和五十七年法律第六十一号) [第二条第一項](#) に規定する生物剤をいう。)若しくは毒素([同条第二項](#) に規定する毒素をいう。)又は危険物質等による汚染(以下単に「汚染」という。)が生じたことにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、汚染の発生の原因となる物の撤去、汚染の除去その他汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じさせなければならない。この場合において、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、併せて被災者の救難及び救助に関する措置その他必要な措置を講じさせなければならない。

3 前項の場合において、都道府県知事は、汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずる必要があると認めるときは、関係市町村長、関係消防組合の管理者若しくは長又は警視總監若しくは道府県警察本部長に対し、必要な協力を要請することができる。

(武力攻撃災害を防御するための消防に関する消防庁長官の指示)

第七百八条 前条第一項又は第二項の場合において、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、汚染の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、次に掲げる措置を講ずることができる。

- 一 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、又は当該物件を廃棄すべきことを命ずること。
- 二 汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者に対し、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。
- 三 汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止すること。
- 四 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。
- 五 汚染され、又は汚染された疑いがある建物への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該建物を封鎖すること。
- 六 汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断すること。

(協力の要請に係る安全の確保)

第一百十条 内閣総理大臣及び都道府県知事は、第一百七条第二項及び第三項の規定により関係都道府県知事並びに関係市町村長、関係消防組合の管理者又は長及び警視総監又は道府県警察本部長に対し必要な協力を要請するときは、都道府県、市町村及び消防組合の職員(警察官及び消防吏員を含む。)の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

(市町村長の事前措置等)

第一百十一条 市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

(市町村長の退避の指示等)

第一百十二条 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、退避(屋内への退避を含む。第四項において同じ。)をすべき旨を指示することができる。

3 市町村長は、退避の指示をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村長は、退避の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

6 都道府県知事は、退避の指示をしたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(応急公用負担等)

第一百十三条 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

5 災害対策基本法第六十四条第七項 から第十項 までの規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。この場合において、同条第七項 及び第九項 中「前条第二項」とあるのは「災害対策基本法第六十三条第二項」と、同条第七項 において準用する同法第六十三条第二項 中「その委任を受けて同項 に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき」とあるのは「都道府県知事による同項 に規定する措置を待ついとまがないと認めるとき」と、「要求」とあるのは「要請」と、同法第六十四条第八項 及び第九項 中「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」とあるのは「出勤等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官」と、同項 及び同条第十項 中「警察署長等」とあるのは「警察署長若しくは海上保安部長等」と、同条第九項 中「内閣府令で定める」とあるのは「政令で定める」と、同条第十項 中「政令で定める管区海上保安本部の事務所の長」とあるのは「海上保安部長等」と読み替えるものとする。

(警戒区域の設定)

第一百十四条 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

(消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力)

第百十五条 市町村長若しくは消防吏員その他の市町村の職員、都道府県知事若しくは都道府県の職員又は警察官等は、当該市町村又は都道府県の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村又は都道府県の区域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

2 前項の場合において、市町村長その他同項に規定する者は、その要請を受けて武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(保健衛生の確保への協力)

第百二十三条 地方公共団体の長又はその職員は、武力攻撃災害の発生により当該地方公共団体の区域内における住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、当該地方公共団体の区域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

(廃棄物処理の特例)

第百二十四条

3 地方公共団体の長は、特例地域においては、[廃棄物処理法第七条第一項](#) 本文若しくは[第六項](#) 本文、第十四条第一項本文若しくは第六項本文又は第十四条の四第一項本文若しくは第六項本文の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けていない者に、特例基準で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。

4 前項の場合において、地方公共団体の長は、同項の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

(被災情報の収集)

第百二十六条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、武力攻撃災害による被害の状況に関する情報(以下「被災情報」という。)の収集に努めなければならない。

(被災情報の報告)

第百二十七条 市町村長及び指定地方公共機関は、前条第一項の規定により収集した被災情報を、速やかに、都道府県知事に報告しなければならない。

(被災情報の公表等)

第百二十八条 対策本部長は、前条第三項及び第五項の規定により報告を受けた被災情報を取りまとめ、適時に、当該被災情報を内閣総理大臣に報告するとともに、その内容を国民に公表しなければならない。

(生活関連物資等の価格の安定等)

第百二十九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、[生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律](#) (昭和四十八年法律第四十八号)、[国民生活安定緊急措置法](#) (昭和四十八年法律第二百一十一号)、[物価統制令](#) (昭和二十一年勅令第一百十八号)その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

(電気及びガス並びに水の安定的な供給)

第百三十四条

2 水道事業者([水道法](#) (昭和三十二年法律第百七十七号) [第三条第五項](#) の水道事業者をいう。)、水道用水供給事業者([同項](#) の水道用水供給事業者をいう。))及び工業用水道事業者([工業用水道事業法](#) (昭和三十二年法律第八十四号) [第二条第五項](#) の工業用水道事業者をいう。))である地方公共団体及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

(公共的施設の適切な管理)

第百三十七条 河川管理施設([河川法](#) (昭和三十九年法律第百六十七号) [第三条第二項](#) の河川管理施設をいう。以下この条において同じ。)、道路([道路法](#) (昭和二十七年法律第百八十号) [第二条第一項](#) の道路及び[道路運送法](#) (昭和三十二年法律第百八十三号) [第二条第八項](#) の自動車道をいう。以下この条において同じ。)、港湾([港湾法](#) (昭和三十五年法律第百十八号)の規定による港湾をいう。以下この条において同じ。))及び空港([空港法](#) (昭和三十二年法律第八十号) [第四条第一項](#) 各号に掲げる空港及び[同法第五条第一項](#) に規定する地方管理空港をいう。以下この条において同じ。))の管理者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理しなければならない。

(応急の復旧)

第百三十九条 指定行政機関の長等は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害による被害が発生したときは、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、当該施設及び設備について、応急の復旧のため必要な措置を講じなければならない。

(応急の復旧に関する支援の求め)

第百四十条 前条の場合において、都道府県知事等又は指定公共機関は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長等又は指定地方公共機関は都道府県知事等に対し、応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めることができる。

(武力攻撃災害の復旧)

第百四十一条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、武力攻撃災害の復旧を行わなければならない。

(避難及び救援に必要な物資及び資材の備蓄等)

第百四十二条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は住民の避難及び避難住民等の救援に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(国民の保護のための措置に必要な物資及び資材の備蓄等)

第百四十五条 指定行政機関の長等は、第百四十二条に規定するもののほか、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る国民の保護のための措置の実施に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は当該国民の保護のための措置の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

([災害対策基本法](#) の規定による備蓄との関係)

第百四十六条 第百四十二条及び前条の規定による物資及び資材の備蓄と、[災害対策基本法第四十九条](#) の規定による物資及び資材の備蓄とは、相互に兼ねることができる。

(避難施設の指定)

第百四十八条 都道府県知事は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しなければならない。

(職員の派遣の要請)

第百五十一条 地方公共団体の長等は、国民の保護のための措置の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人([独立行政法人通則法](#)(平成十一年法律第百三号)[第二条第二項](#)の特定独立行政法人をいう。)をいう。以下この項及び第百五十三条において同じ。)に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

(職員の派遣のあっせん)

第百五十二条 都道府県知事等又は市町村長等は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に対し、前条第一項の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(電気通信設備の優先利用等)

第百五十六条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、国民の保護のための措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は[有線電気通信法](#)(昭和二十八年法律第九十六号)[第三条第四項第四号](#)に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(特殊標章等の交付等)

第百五十八条 何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章(第一追加議定書第六十六条3の国際的な特殊標章をいう。次項及び第三項において同じ。)又は身分証明書(同条3の身分証明書をいう。次項及び第三項において同じ。)をみだりに使用してはならない。

2 次の各号に掲げる者(以下この項において「指定行政機関長等」という。)は、武力攻撃事態等においては、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める職員で国民の保護のための措置に係る職務を行うもの(指定行政機関長等の委託により国民の保護のための措置に係る業務を行う者を含む。)又は指定行政機関長等が実施する国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をする者に対し、これらの者又は当該国民の保護のための措置に係るこれらの者が行う職務、業務若しくは協力のために使用される場所等を識別させるため、特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させることができる。

- 一 指定行政機関の長 当該指定行政機関の職員
- 二 都道府県知事 当該都道府県の職員(次号及び第五号に定める職員を除く。)
- 三 警視總監及び道府県警察本部長 当該都道府県警察の職員
- 四 市町村長 当該市町村の職員(次号及び第六号に定める職員を除く。)
- 五 消防長 その所轄の消防職員
- 六 水防管理者 その所轄の水防団長及び水防団員

(損失補償等)

第百五十九条 国及び地方公共団体は、第八十一条第二項、第三項若しくは第四項(同条第一項に係る部分を除く。)、第八十二条、第百十三条第一項若しくは第三項(同条第一項に係る部分に限る。)、同条第五項(同条

第一項に係る部分に限る。)において準用する[災害対策基本法第六十四条第七項](#) 若しくは[第八項](#)、[第二百二十五条第四項](#)又は[第二百五十五条第二項](#)において準用する[同法第七十六条の三第二項](#) 後段([同条第三項](#) 又は[第四項](#) において準用する場合を含む。)の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(損害補償)

第六十条 国及び地方公共団体は、[第七十条第一項](#)([同条第三項](#)において準用する場合を含む。)、[第八十条第一項](#)、[第一百五十五条第一項](#)又は[第二百二十三条第一項](#)の規定による要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(総合調整及び指示に係る損失の補てん)

第六十一条 国は、国民の保護のための措置([百四十一条](#)に規定する武力攻撃災害の復旧に関する措置を除く。)の実施に関し、都道府県又は指定公共機関に対し、[事態対処法第十四条第一項](#)の規定により対策本部長が総合調整を行い、又は[第五十六条第一項](#)([同条第三項](#)において準用する場合を含む。)、[第六十条第一項](#)、[第六十八条](#)、[第七十三条第一項](#)([第七十九条第二項](#)において準用する場合を含む。)若しくは[第八十八条第一項](#)の規定により内閣総理大臣が指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって当該都道府県又は指定公共機関が損失を受けたときは、それぞれ、当該都道府県又は指定公共機関に対し、政令で定めるところにより、その損失を補てんしなければならない。ただし、当該都道府県又は指定公共機関の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。

(被災者の公的徴収金の減免等)

第六十二条 国は、別に法律で定めるところにより、武力攻撃災害による被災者の国税その他国の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置を講ずることができる。

(国、地方公共団体等の責務)

第七十二条 国は、国民の安全を確保するため、緊急対処事態([事態対処法第二十五条第一項](#)の緊急対処事態をいう。以下同じ。)においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら緊急対処保護措置(緊急対処事態対処方針([同項](#)の緊急対処事態対処方針をいう。以下同じ。))が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が[百八十三条](#)において準用するこの法律の規定に基づいて実施する[事態対処法第二十五条第三項第二号](#)に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。以下同じ。)を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急対処保護措置を的確かつ迅速に支援し、並びに緊急対処保護措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、緊急対処事態においては、緊急対処事態対処方針に基づき、自ら緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する責務を有する。
- 3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、緊急対処事態においては、この法律で定めるところにより、その業務について、緊急対処保護措置を実施する責務を有する。

4 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、緊急対処保護措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(国民の協力等)

第七十三条 国民は、この法律の規定により緊急対処保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

3 国及び地方公共団体は、自主防災組織及びボランティアにより行われる緊急対処保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第七十四条 緊急対処保護措置を実施するに当たっては、[日本国憲法](#) の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

2 前項に規定する緊急対処保護措置を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該緊急対処保護措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。

(国民の権利利益の迅速な救済)

第七十五条 国及び地方公共団体は、緊急対処保護措置の実施に伴う損失補償、緊急対処保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努めなければならない。

(指定行政機関及び指定地方行政機関の実施する緊急対処保護措置)

第七十六条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、その所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

(都道府県の実施する緊急対処保護措置)

第七十七条 都道府県知事は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

2 都道府県の委員会及び委員は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

3 第十一条第三項及び第四項の規定は、都道府県知事等が前二項の規定により緊急対処保護措置を実施する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「対処基本方針」とあるのは、「緊急対処事態対処方針」と読み替えるものとする。

(市町村の実施する緊急対処保護措置)

第七十八条 市町村長は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

2 市町村の委員会及び委員は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

3 第十六条第三項から第五項までの規定は、市町村長等が前二項の規定により緊急対処保護措置を実施する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「対処基本方針」とあるのは「緊急対処事態対処方針」と、同条第五項中「第十一条第四項」とあるのは「第一百七十七条第三項において準用する第十一条第四項」と読み替えるものとする。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する緊急対処保護措置)

第一百七十九条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その業務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

2 第二十一条第二項及び第三項の規定は、指定公共機関及び指定地方公共機関が前項の規定により緊急対処保護措置を実施する場合について準用する。

(安全の確保)

第一百八十条 国は指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急対処保護措置について、都道府県は当該都道府県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る緊急対処保護措置について、市町村は当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る緊急対処保護措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。

(緊急対処事態対策本部の所掌事務等)

第一百八十一条 緊急対処事態対策本部([事態対処法第二十六条第一項](#)の緊急対処事態対策本部をいう。次項において同じ。)は、[事態対処法第二十七条](#)において準用する[事態対処法第十二条第一号](#)に掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急対処保護措置の総合的な推進に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属する事務

2 第二十四条第二項から第七項までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、同条第二項中「国民の保護のための措置」とあるのは、「緊急対処保護措置」と読み替えるものとする。

(基本指針等の必要記載事項)

第一百八十二条 政府は、緊急対処事態に備えて、基本指針において、第三十二条第二項各号に掲げる事項のほか、緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

2 指定行政機関の長、都道府県知事、市町村長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画において、第三十三条第二項各号、第三十四条第二項各号、第三十五条第二項各号及び第三十六条第三項各号に掲げる事項のほか、緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3 都道府県知事及び市町村長が前項の規定により緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項を定める場合における第三十七条第二項及び第三十九条第二項の規定の適用については、第三十七条第二項第一号及び第三十九条第二項第一号中「国民の保護のための措置」とあるのは、「国民の保護のための措置(緊急対処保護措置を含む。)」とする。

(準用)

第八十三條 第七條、第八條及び第九條第一項、第一章第二節(第十條、第十一條、第十六條、第二十一條及び第二十二條を除く。)及び第三節(第二十四條並びに第二十九條第四項及び第七項を除く。)、第四十二條、第二章(第五十六條、第六十條、第六十八條及び第七十三條第一項を除く。)、第三章(第八十八條及び第九十三條を除く。)、第四章、第五章第二節及び第三節、第四百十一條、第四百十三條、第四百十四條、第四百十七條及び第四百五十一條から第四百五十六條まで並びに第七章(第六十一條第一項を除く。)の規定は、緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

6 国民保護法施行令(計画の各項目に関連する条項の抜粋)

(政令で定める救援)

第九條 法第七十五條第一項第八号の政令で定める救援は、次のとおりとする。

- 一 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- 二 学用品の給与
- 三 死体の搜索及び処理
- 四 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(生活関連等施設)

第二十七條 法第二百二條第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十号の電気事業者又は同項第十二号の卸供給事業者がその事業の用に供する発電所(最大出力五万キロワット以上のものに限る。)又は変電所(使用電圧十万ボルト以上のものに限る。)
- 二 ガス事業法(昭和三十九年法律第五十一号)第二条第十三項のガス工作物(同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第三項の簡易ガス事業の用に供するものを除く。)
- 三 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第二項の水道事業又は同条第四項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため一日につき十萬立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの
- 四 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項の鉄道施設又は軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもののうち、当該施設の日当たりの平均的な利用者の人数が十万人以上であるもの
- 五 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号の電気通信事業者(同法第九条の登録を受けた者に限り。)がその事業の用に供する交換設備(同法第三十三條第一項の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が三万に満たないもの及び同項の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が三万に満たないものを除く。)
- 六 放送法(昭和二十五年法律第三百二十二号)第二条第二十三号の基幹放送事業者(放送大学学園法

(平成十四年法律第百五十六号)第三条 に規定する放送大学学園を除き、地上基幹放送(放送法第二条第十五号 の地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。)を行うものに限る。)が行う同条第四号 の国内放送(地上基幹放送に限る。)の業務に用いられる放送局(同条第二十号 の放送局をいう。以下この号において同じ。)であつて、同法第九十一条第二項第三号 に規定する放送系において他の放送局から同法第二条第一号 の放送をされる同条第二十七号 の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再放送することを主として行うもの以外のものの無線設備

七 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第五十二条第一項第一号 の国土交通省令で定める係留施設又は同項第二号 の国土交通省令で定める水域施設若しくは係留施設

八 空港法(昭和三十一年法律第八十号)第四条第一項 各号に掲げる空港及び同法第五条第一項 に規定する地方管理空港(以下この号において「空港等」という。)の同法第六条第一項 の滑走路等及び空港等の敷地内の旅客ターミナル施設並びに空港等における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第五項 の航空保安施設

九 河川管理施設等構造令(昭和五十一年政令第百九十九号)第二章 の規定の適用を受けるダム

十 法第百三条第一項 の危険物質等の取扱所

(危険物質等)

第二十八条 法第百三条第一項(同条第五項 において準用する場合を含む。)の政令で定める物質は、次のとおりとする。

一 消防法(昭和三十二年法律第百八十六号)第二条第七項 の危険物(同法第九条の四 の指定数量以上のものに限る。)

二 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第二条第一項 の毒物及び同条第二項 の劇物(同法第三条第三項 の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項 の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)

三 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第一項 の火薬類

四 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条 の高圧ガス(同法第三条第一項 各号に掲げるものを除く。)

五 原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第二号 に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第六十四条第一項 に規定する原子力事業者等が所持するものに限る。)

六 原子力基本法第三条第三号 に規定する核原料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十七条の八第一項第三号 に規定する核原料物質を除く。)

七 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)第二条第二項 に規定する放射性同位元素及び同法第一条 に規定する放射性汚染物(同法第三十二条 に規定する許可届出使用者等(同法第二十八条第七項 の規定により同項 の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出版売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者及び当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。)が所持するものに限る。)

八 薬事法第四十四条第一項 の毒薬及び同条第二項 の劇薬(同法第四十六条第一項 の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)

九 電気事業法第三十八条第三項の事業用電気工作物(発電用のものに限る。)内における高圧ガス保安法第貳条の高圧ガス(当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。)

十 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第二条第一項に規定する生物剤及び同条第二項に規定する毒素(業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。)

十一 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第二条第一項の毒性物質(同法第七条第一項の許可製造者、同法第十二条の許可使用者、同法第十五条第一項第二号の承認輸入者及び同法第十八条第二項の廃棄義務者並びに同法第二十四条第一項から第三項まで(同法第二十六条及び第二十七条において準用する場合を含む。))又は同法第二十八条の規定による届出をした者が所持するものに限る。)

(危険物質等に係る武力攻撃災害を防止するため緊急に講ずべき措置)

第二十九条 法第百三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める区分は、次の表の上欄に掲げる物質の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に定める区分とし、同項の政令で定める措置は、当該区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める措置とする。

物質の種類	区分	措置
前条第一号に掲げる物質	イ 二以上の都道府県の区域にわたって設置される移送取扱所(消防法第十一条第一項第一号の移送取扱所をいう。以下この項において同じ。)において取り扱うものにあつては、総務大臣 ロ 消防本部等所在市町村(消防法第十一条第一項第一号の消防本部等所在市町村をいう。以下この項において同じ。)以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は移送取扱所(二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。)において貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、これらが設置される区域を管轄する都道府県知事 ハ 消防本部等所在市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、当該市町村長	法第百三条第三項第二号及び第三号に掲げる措置
前条第二号に掲げる物質	イ 毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を受けた者が取り扱うものにあつては、当該登録の権限を有する者(都道府県知事が当該登録の権限を有する場合にあつては、厚生労働大臣及び都道府県知事) ロ 毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特定毒物研究者又は前条第二号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うものにあつては、厚生労働大臣及び都道府県知事	法第百三条第三項各号に掲げる措置
前条第三号に掲げる物質	原子力規制委員会	法第百三条

六号に掲げる物質		第三項各号に掲げる措置
前条第八号に掲げる物質	厚生労働大臣（薬事法施行令第八十条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するものにあつては厚生労働大臣及び都道府県知事、専ら動物のために使用されることが目的とされているものにあつては農林水産大臣）	法第三条第三項各号に掲げる措置
前条第九号に掲げる物質	経済産業大臣	法第三条第三項各号に掲げる措置
前条第十号に掲げる物質	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律施行令（平成七年政令第三百九十六号）第二条第二項に規定する主務大臣	法第三条第三項各号に掲げる措置
前条第十一号に掲げる物質	経済産業大臣	法第三条第三項各号に掲げる措置
備考 この表の下欄に定める措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第七号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。		

7 米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難について
(平成18年9月21日閣副安危第300号)

閣副安危第300号
平成18年9月21日

関係都道府県国民保護主管部長 殿

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付
内閣参事官（事態法制企画担当）
(公印省略)

米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難について

武力攻撃事態等での米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難については、「国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）」において、「米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、(中略)国及び地方公共団体は、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、平素から密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において地方公共団体が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、国は必要な調整を行うものとする。」こととされている。これを受け、国においては、関係省庁で検討を行うとともに、在日米国大使館及び在日米軍と調整を行ってきたところであるが、政府レベルでの協議で得られた協議結果は下記のとおりであるので通知する。

各都県が連絡・協議を行う個別の米軍との連絡窓口については、既に連絡し、各都県においては各米軍施設・区域と一定の調整や連絡を取って頂いているところであるが、今後、各都県においては、以下のとおりの米側との協議結果に基づき、これらの事項について、調整や意見交換を継続して頂くとともに、当該意見交換等の状況について政府に対し連絡頂きたい。さらに、各都県が米軍と協議を行う中で、国レベルでの調整が必要と考えられる事項が生じた場合には、適宜相談頂きたい。

また、本年度は、市町村国民保護計画の作成が本格化すると考えられることから、各都県においては、下記の事項に関し、関係市町村との間で説明及び調整を行うとともに、必要に応じ、今後行われる各都県と米軍施設・区域との協議への関係市町村の参加又は同行について各米軍施設・区域と調整頂きたい。

なお、日本政府から各都県に対して本通知を発出したこと及び本通知の内容を、

米側から各米軍施設・区域の担当者に伝えることについて、米側の了解を得ている。

記

1. 緊急時における米軍から地方公共団体への情報提供

- (1) 武力攻撃事態等においては、国民保護法第44条に基づき、国の対策本部長が警報を発令するなど、米軍施設・区域周辺の住民を含め、国民に必要な情報提供を行うほか、事態対処法第3条第5項に基づき、国は武力攻撃事態等及びこれへの対処に関する状況について明らかにすることとしている。
- (2) 一方、突発的な武力攻撃等により、これらの警報の発令又は情報提供を待たずに、現地レベルで得られる情報を活用することなどにより、直ちに市町村長又は都道府県知事が退避の指示、警戒区域の設定、緊急通報の発令等を行うことが必要な場合がありうる。
- (3) 国からの避難措置の指示等がなされていない状況における、このような地方公共団体による国民保護措置については、米側においても、米軍施設・区域周辺の住民の安全確保の観点等からも有益であると考えており、今般、地方の米軍施設・区域と消防機関、警察機関等との間で平素から構築されている連絡体制を活用して、米軍施設・区域内において差し迫っている又は既に発生している危険又は災害が、当該米軍施設・区域周辺の住民又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性がある場合などに、情報提供を行うことが可能であることを、米側と確認した。各都県及び関係市町村においては、日米双方の情報連絡を行う担当者の確認を行うなど、必要な調整を行って頂きたい。
- (4) また、各都県及び関係市町村においては、(3)の米側から提供された情報を日本側の関係機関が共有できるよう、当該情報の連絡・共有体制についてあらかじめ調整頂きたい。

2. 米国軍人・軍属の家族や米軍施設・区域内の駐留軍従業員等の避難誘導

- (1) 米軍施設・区域内の管理権は、日米地位協定に基づき、米国が有しており、武力攻撃事態等における米軍施設・区域内の米軍軍人・軍属の家族や駐留軍従業員等の安全確保については、米軍が実施することとなる。
- (2) 一方で、米側より、状況によっては米軍軍人・軍属の家族及び駐留軍従業員等が米軍施設・区域外に避難し、地方公共団体による国民保護措置の実施が必要とされることもありうる旨の説明を受けている。今後、地方レベルにおける協議において、米側から、このような要望があった場合には、避難が行われる場合に必要な調整を円滑に行うことができるよう、あらかじめ米軍施設・区域との必要な連絡体制の構築等について協議頂きたい。
- (3) また、武力攻撃事態等において、各都県の知事又は関係市町村長が緊急通報、

避難の指示などを行った場合には、これらの措置に係る情報は、米軍施設・区域において米軍が安全確保に関する措置を実施する際に有益であることから、各都県の知事又は関係市町村長は、緊急通報、避難の指示及び退避の指示の内容等安全の確保に資する情報について、適時に米軍施設・区域に連絡頂きたい。

3. 緊急時における米軍施設・区域への限定的かつ人道的な立入り

(1) 武力攻撃事態等は、平時における災害とは全く異なった状況であることを理解することが必要であるが、このような事態等において、例えば、迅速な住民の避難や救援等を行う場合に、避難経路が武力攻撃災害等によって寸断され、他に方法がない場合や傷病者等の緊急搬送を行う必要がある場合には、米軍施設・区域に対する限定的かつ人道的な立入り（通行）が必要となる場合がある。

(2) 緊急時における米軍施設・区域内への立入りの問題については、平成13年1月11日に合意された日米合同委合意「日本の緊急車両による在日米軍の施設・区域への限定された人道的立入」がある。武力攻撃事態等において、緊急車両が米軍施設・区域を通行するために、地方の米軍施設・区域司令官と同合同委合意に基づく現地実施協定を締結することは可能であると確認したので、同合同委合意に基づく立入を希望する各都県においては、関係市町村とも連携しながら、各米軍施設・区域と、同合同委合意の活用について協議頂きたい。

※「緊急車両」としては、例えば、警察車両や消防車両のほか、千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）第六十六条3に規定する特殊標章を表示した車両等が想定される。このような車両等による米軍施設・区域への人道的立入を希望する各都県においては、その必要性等について各米軍施設・区域と協議の上、現地実施協定の締結又は見直しを行い、必要な事項を定めておく必要があると考えられる。

4. 米軍施設・区域との連絡窓口

(1) 国民保護に関する各米軍施設・区域の窓口の問題については、既に政府レベルで在日米軍から提供されたリストに基づき、地方レベルでの議論を行って頂いているところであるが、その議論の中で、米側から提示されたリストにある担当者のみではなく、別の担当者との協議や、武力攻撃事態等における地方公共団体と各米軍施設・区域の更なる連絡体制の強化の必要性について指摘がなされたところである。地方レベルで、各米軍施設・区域の実情に応じて、連絡体制の更なる強化について議論することは望ましいことと考えられるが、武力攻撃事態等における地方公共団体と各米軍施設・区域との間の連絡体制の重要性に鑑み、米側と新たな窓口の設置を検討する場合には、その検討内容について政府に連絡頂きたい。

(2) なお、米側から提供されたリストに記載された米側の担当者が既に異動して

いた事例があったことから、別添資料のとおり更新されたリストが米側から提供された。今後は、必要があれば、各都県において、米軍施設・区域の担当者との間で、このリストを更新して頂いても差し支えない。

【連絡先】

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当付）

参事官補佐 水野

電 話 03-3581-8926（直通）

F A X 03-3581-5671

**Civil Protection Law
Point of Contacts**

NAVY	Duty Phone	E-Mail Address	Office Symbol	Installation	Prefecture
NAME					
Mr. Pete Navick	243-1714	pete.navick@ota.navy.mil	C-340	Yokosuka/Abzug	Kanagawa
Lt Aki Nichols	252-2322	aki.nichols@asessbo.navy.mil	EMO	Sasebo	Nagasaki
Mr. Chuck Bush	634-9331	charles.bush@kadens.af.mil	N5	Kadena (CFAO)	Okinawa
AIR FORCE					
Name	Duty Phone	E-Mail Address	Office Symbol	Installation	Prefecture
Maj Nate Schalles	226-7498	nathan.schalles@yokota.af.mil	374 Sec Forces Bq Cdr	Yokota	Tokyo-to
Col Arnold W. Holcomb	226-3504	arnold.holcomb@missawa.af.mil	35 MSGCC	Misawa	Aomori
Col Max E. Kirschbaum	634-1804	max.kirschbaum@kadens.af.mil	18 MSGCC	Kadena	Okinawa
MARINES					
Name	Duty Phone	E-Mail Address	Office Symbol	Installation	Prefecture
H.W. "Jery" Farmer	645-7221	herry.w.farmer@usmc.mil	MCB Butler Dep G3	Okinawa	Okinawa
Col Lisaner	224-8328	kerneith.lisaner@usmc.mil	CO Camp Fuji	Camp Fuji	Shizuoka
Maj Chris Bushek	253-4298	bushekow@wakuni.usmc.mil	Provost Marshall	MCAAS Iwakuni	Yamaguchi
ARMY					
Name	Duty Phone	E-Mail Address	Office Symbol	Installation	Prefecture
John Beusse	644-4728	john.beusse@us.army.mil	USAG Okinawa (Army)	Okinawa	Okinawa
COL James J. Dilbert	263-4674	james.dilbert@us.army.mil	JA, Staff Judge Advocate	Zama	Kanagawa